



平成 29 年 5 月 18 日

各位

会社名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 下村 隆彦  
(JASDAQ・コード6062)  
問合せ先 取締役経営管理部長 里見 幸弘  
電話 06-6445-3389

## 介護職員の処遇改善に関する取組みのお知らせ

1. キャリアパス制度の再構築
2. 介護職の資格手当、夜勤手当の引き上げ
3. 限定正社員制度の創設
4. 職員の雇用期間の延長（エルダー社員制度の創設）

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（本社：大阪府大阪市、代表取締役社長：下村 隆彦）は、この度、介護職員の処遇改善に関する取組みとして、上記の項目の取組みを実施することといたしました。

◆モデル年収 チャームプレミアム目白お留山勤務、一般職、新卒4年目に介護福祉士資格取得の場合

	1年目（22歳） 初任者研修	4年目（26歳） 介護福祉士	6年目（28歳） 介護福祉士	8年目（30歳） 介護福祉士
現行	382万円	411万円	417万円	423万円
改善後	399万円	443万円	454万円	470万円
<b>アップ額</b>	<b>17万円</b>	<b>32万円</b>	<b>37万円</b>	<b>47万円</b>

※含んでいるもの：基本給、賞与（標準3ヵ月分）、各種手当、夜勤5回/月、残業10時間/月

◆モデル月収 介護職、一般職、入社初年度の場合

	初任者研修修了者	介護福祉士資格保有者
チャームプレミアム目白お留山勤務	244,000円⇒257,000円	256,000円⇒266,000円
首都圏ホーム勤務	224,000円⇒237,000円	236,000円⇒246,000円
近畿圏ホーム勤務	204,000円⇒217,000円	216,000円⇒226,000円

※含んでいるもの：基本給、各種手当、夜勤5回/月（残業は含みません）

※各年収例はモデルケースです。実際の給与額は、各人の業績考課の上決定されます。

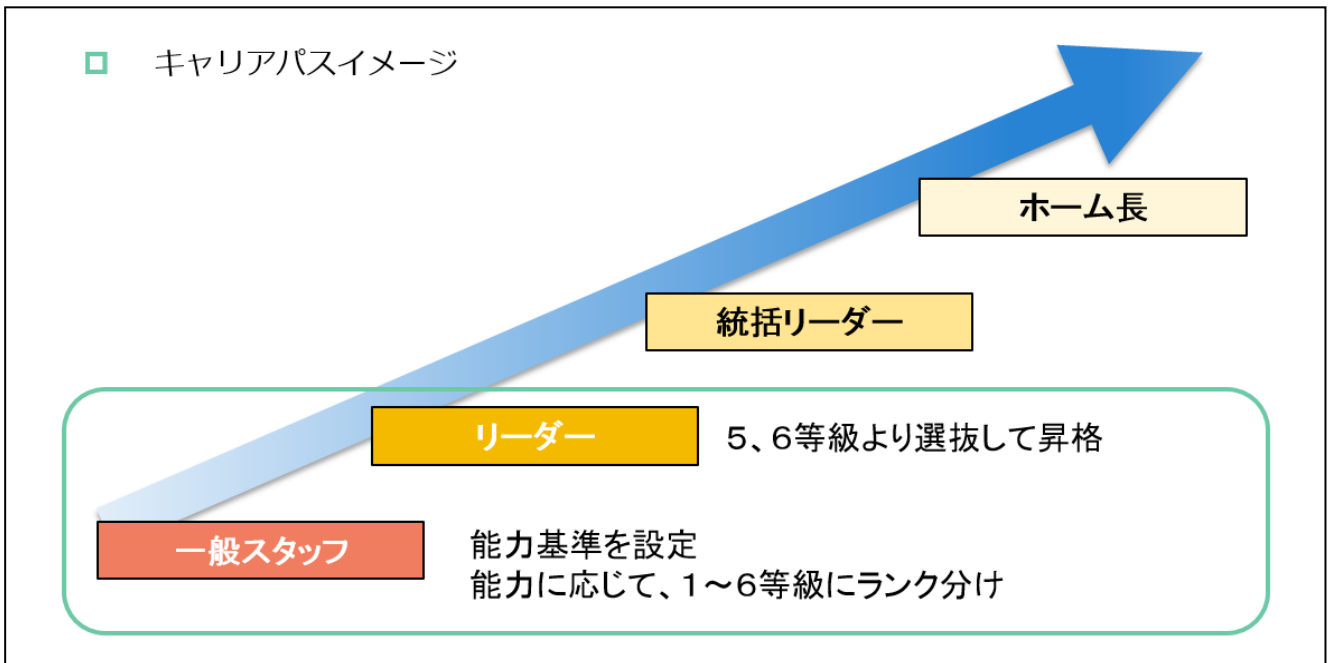
### 【処遇改善に関する取組みの背景】

当社は、近畿圏、首都圏を中心に介護付有料老人ホーム等を38か所（平成29年5月1日現在）運営しており、約1,400名（平成29年4月末日時点、パート、嘱託を含む）の従業員を有しております。現在、わが国では超高齢社会を迎え、介護（予防）サービス受容者数の増加が継続すると推測される状況にあります。これに伴い、介護職の人材需要も同様に増加しており、当社におきましても優秀な介護人材の確保は重要な経営課題となっております。

お客様にとって魅力的な介護サービスを提供するためには、より良い人材の確保が必要です。そのためには、従業員満足度の向上と、やりがいのある職場環境の整備が必要不可欠ととらえています。この認識のもと、今般、介護職員の保有スキル・知識を再評価し、処遇改善を行うとともに、従業員それぞれのライフスタイルに応じた働き方の選択肢を増やすことにいたしました。今後とも当社では、お客様へより質の高いサービスをご提供できるよう、従業員が働きやすい職場環境づくりにさらに邁進してまいります。

## 1. キャリアパス制度の再構築

従業員の能力・スキルに応じた評価基準を設定し、従業員のキャリアアップの道筋を明確にいたしました。介護スタッフの等級を細分化し、能力に応じた処遇と成長への道筋を示し、スタッフのモチベーションアップを図ります。



評価項目は、①技術評価、②介護知識・一般教養の筆記試験、③人事考課で構成されます。  
項目ごとの配分は、特に①技術評価に重点をおいた評価基準としています。

## 2. 介護職の資格手当、夜勤手当の引き上げ

平成 29 年度介護報酬改定に伴う、処遇改善の一環として、資格手当、夜勤手当を引き上げました。これは知識、スキルの向上を目的とし、有資格者を優遇するとともに、負担の大きい夜勤に対して報いるものです。

<介護職の処遇改善>

資格手当：介護職員初任者研修	3,000 円⇒ 6,000 円
介護職員実務者研修修了者	5,000 円⇒10,000 円（従来の 2 倍へ）
夜勤手当：1 回あたり	5,000 円⇒1 回あたり 7,000 円（従来の 1.4 倍へ）

## 3. 限定正社員制度の創設

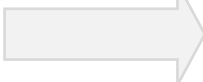

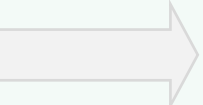


従業員の優秀な人材の確保と定着を実現するため、勤務時間や勤務場所に制限がある方でも、優秀な方には正社員になっていただく制度です。

<準社員から限定社員になった場合の処遇改善>

準社員：賞与の支給対象外	⇒	限定社員：標準で賞与 1.5 ヶ月分の支給
--------------	---	-----------------------

#### 4. 職員の雇用期間の延長（エルダー社員制度の創設）

当社は、60歳の定年まで永年にわたり職務に精励し、会社の発展に寄与されてきた従業員に深く感謝し、定年退職を迎えた後も65歳までエルダー社員として働いていただける制度を創設いたしました。加えて、エルダー社員の雇用契約期間満了後も、最長70歳まで雇用契約（1年更新）を締結し働いていただける体制といたしました。

	～60歳	60歳～65歳	65歳～70歳
従来制度	通常雇用 	嘱託社員 	
新制度	通常雇用 	エルダー社員 ＜創設＞ ・標準で賞与3ヵ月分の支給 ・定年時の処遇に応じて継続雇用 	嘱託社員 ＜延長＞ ・再雇用契約（1年更新） ・最長70歳まで雇用 

＜従来制度の65歳までの嘱託社員からエルダー社員となった場合の処遇改善＞

- ①賞与の支給 **標準で賞与3ヵ月分の支給**
- ②定年時の処遇に応じて**継続雇用**

#### 【従業員募集に関するお知らせ】

当社ホームページ上で募集を行っております。下記リンク先よりお進みください。

中途採用 HP : <http://recruit.charmcc.jp/career/>

＜従業員募集に関するお問合わせ先＞

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 採用担当 : [kyujin@charmcc.jp](mailto:kyujin@charmcc.jp)

#### 【業績に与える影響】

処遇改善施策の実施は平成29年5月以降順次実施しており、平成29年6月期の業績に与える影響は軽微であると考えております。

なお、来期（平成30年6月期）においては一定の労務費増加要因となりますが、本施策の実施にともなう離職率の低下等により雇用の安定化が図れることから、十分に吸収できるものと想定しております。

以上